

## 質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第47号	件 名	市営螢池北住宅エレベーター設備改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	設計図書 A07 階段昇降機、ポーターサービス付きとありますが、階段昇降機の設置位置範囲はどこになるのでしょうか。	階段昇降機設置の位置は、設計図書 A07図面◎位置、範囲はB1階から4階までを想定しています。	
2	設計図書 A07 ポーターサービス付きとありますが、ポーターサービスはどのような業務を行うのでしょうか。土曜日、日曜日、祝日も業務があるのでしょうか。	ポーターサービスは、エレベーター停止期間に起こる入居者の不便に対して、総合的に補助を行う業務です。具体的には各階への荷物の運搬、階段の上り下りの手伝い、階段昇降機操作の補助、ゴミ出しなどが挙げられ、エレベーター停止期間中の平日、土曜日、日曜日、祝日を含めての業務です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp